

高校生等奨学給付金（前倒し給付）のご案内

【奨学給付金とは】

- 授業料以外の教育費を支援する給付金です。（返還不要）
- 前倒し給付は、1年生の希望者に対し、給付金の一部（年額の1/4）を早期に支給するものです。
 - * 前倒し給付（4～6月分）を受けた場合も、通常給付（7～3月分）を受けるには、前倒し給付申請後に再度、通常給付の申請をする必要があります。
 - * 所得や国籍など複数の要件があり、要件に該当する世帯のみ対象です。

1 対象世帯

入学の日（令和8年4月8日）現在の世帯状況が、次の①～③全てに該当する世帯

- ① 生徒が高等学校等就学支援金（高校生等・新修学支援、学び直し支援金）の受給資格を有すること。
- ② 世帯年収等が次のア～イのいずれかであること。
 - ア. 生活保護（生業扶助）受給世帯
 - イ. 令和7年度の保護者等全員の住民税所得割額が非課税（0円）
- ③ 保護者等が長崎県内に住所を有していること。

注意！！

現在、令和8年度の所得課税情報の確認ができませんが、今回の対象は令和7年度分の所得です。対象年度をお間違えにならないようご注意ください。

2 給付額（生徒1人あたり）

世帯区分	生徒区分	給付額 （前倒し分）	7月以降の 給付予定額 （通常分）	年間給付額
生活保護（生業扶助） 受給世帯	全日制 定時制 通信制	8,075円	24,225円	32,300円
住民税非課税世帯	全日制 定時制	35,925円	107,775円	143,700円
	通信制	12,625円	37,875円	50,500円

※ 7月以降の給付予定額及び年間給付額は、7月1日現在の世帯状況が入学日と変わった場合変更になることがあります。

3 必要書類

項目	書類
受給申請書 (前倒し給付)	様式第1号(その2)
その他必要書類	▶生活保護(生業扶助)受給世帯 生活保護(生業扶助)受給証明書(福祉事務所が発行したもの) ※「生業扶助受給」の記載が必要です。 ▶全員提出 ○国籍等が確認できる書類 - 世帯全員の記載のある住民票謄本の写し(原本) ※世帯状況の確認のため、筆頭者が記載されたもの。 ※日本国籍の方は、本籍地が記載されたもの。 ※日本国籍以外の方は、在留資格、在留期間が記載されたもの。 - 在留カードの写し など ※在留資格が「家族滞在」の場合は上記に加え、以下の書類も必要。 - 日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書(原本) ○保護者等全員の所得割額が確認できる書類 <u>令和7年度(令和6年分所得)の課税証明書</u> ※生活保護(生業扶助)受給証明書を提出される方は不要。 ▶該当者のみ提出 ○扶養誓約書(生徒本人に保護者がいない場合で、他の者の収入により生計を維持している世帯) ○委任状(給付金と学校徴収金等の相殺を希望する方)

4 所得割額確認方法

下記方法により、市役所等へ行かずに
すぐにご確認いただけます。

①マイナポータル

別紙『「市町村民税所得割額」と「都道府県民税所得割額」の確認方法【奨学給付金用】』のとおり

②令和7年度住民税決定通知書

別紙『住民税決定通知書による確認』のとおり

前倒し支給を希望される方は、申請書類等をお渡ししますので、
令和8年7月16日(木)までに下記担当までご連絡ください。

担当：事務室 松尾・大川内

電話：0950-57-0511

高校生等奨学給付金 Q&A

Q1 申請したら必ず全員に支給されますか？

A1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

Q2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1 年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等や納税義務者用の特別徴収税額決定通知書やマイナポータルにて確認できます。なお、申請される場合は、課税証明書の提出が必要となります。マイナポータルでの確認方法については別紙をご参照ください。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

Q3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けてください。

Q4 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は 2 名分のみ提出してください。

Q5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。 このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、支給対象外です。

Q6 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A6 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

Q7 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。長崎県に申請できますか？

A7 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。申請の手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。